

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－５ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>（中略）</p> <p>（２）最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、顧客企業の立場に立って適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第 21 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p> <p>（以下略）</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－５ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>（中略）</p> <p>（２）最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、顧客企業の立場に立って適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第 26 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p> <p>（以下略）</p>